

報告第66号

臨時代理の報告について

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成20年東広島市教育委員会規則第2号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年9月29日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 臨時代理の理由

平成28年第3回東広島市議会定例会に追加提案する次の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、市長から意見を求められたため同意することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したので、この事項について報告するものである。

2 臨時代理の内容

- (1) 小学校新設事業（仮称）寺西第二小学校校舎新築工事（建築）の請負契約の締結について
- (2) 小学校新設事業（仮称）寺西第二小学校校舎新築工事（電気）の請負契約の締結について
- (3) 小学校新設事業（仮称）寺西第二小学校校舎新築工事（機械）の請負契約の締結について

3 臨時代理年月日

平成28年9月9日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

東広島市教育委員会教育長事務委任規則

第4条 法第25条第1項に基づき、教育長は、法第25条第2項各号及び第1条各号に掲げる事務について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は当該会議が成立しないときは、当該事務を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事項を次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

臨 時 代 理 書

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、次の議案について市長からの意見を求められたため、同意することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成20年東広島市教育委員会規則第2号）第4条第1項の規定により、臨時に代理する。

平成28年9月9日

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

1 臨時代理の内容

- (1) 小学校新設事業（仮称）寺西第二小学校校舎新築工事（建築）の請負契約の締結について
- (2) 小学校新設事業（仮称）寺西第二小学校校舎新築工事（電気）の請負契約の締結について
- (3) 小学校新設事業（仮称）寺西第二小学校校舎新築工事（機械）の請負契約の締結について

2 市議会提出議案

別紙のとおり。

議案第145号

請負契約の締結について

小学校新設事業（仮称）寺西第二小学校校舎新築工事（建築）の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年9月16日提出

東広島市長 藏 田 義 雄

1 契約の目的

小学校新設事業（仮称）寺西第二小学校校舎新築工事（建築）

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

12億5,159万9,040円

4 契約の相手方

河井建設工業・シンクコンストラクション特定建設工事共同企業体

代表構成員 広島市西区福島町二丁目14番13号

河井建設工業株式会社

代表取締役 河 井 光 誠

構 成 員 東広島市西条土与丸一丁目5番55号

シンクコンストラクション株式会社

代表取締役 正 路 隆 弘

(提案理由)

小学校新設事業(仮称)寺西第二小学校校舎新築工事(建築)の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第146号

請負契約の締結について

小学校新設事業（仮称）寺西第二小学校校舎新築工事（電気）の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年9月16日提出

東広島市長 藏 田 義 雄

1 契約の目的

小学校新設事業（仮称）寺西第二小学校校舎新築工事（電気）

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

1億9,059万8,400円

4 契約の相手方

三原市城町三丁目9番22号

広島電気工事株式会社

取締役社長 金 本 好 男

(提案理由)

小学校新設事業(仮称)寺西第二小学校校舎新築工事(電気)の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第147号

請負契約の締結について

小学校新設事業（仮称）寺西第二小学校校舎新築工事（機械）の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年9月16日提出

東広島市長 藏 田 義 雄

1 契約の目的

小学校新設事業（仮称）寺西第二小学校校舎新築工事（機械）

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

1億5,490万4,400円

4 契約の相手方

広島市中区銀山町14番18号

富士古河E&C株式会社中国支店

支店長 宍 野 順 也

(提案理由)

小学校新設事業(仮称)寺西第二小学校校舎新築工事(機械)の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

平成28年度東広島市内人事異動にかかわる公募制の検証

東広島市教育委員会

1 検証対象者

小学校 : 校長2名、教諭2名 (※中学校対象者なし)

2 平成21年度～平成28年度の実施状況

年 度		教諭数	6年以上	対象者数 (市内異動希望)	応募者数	面接実 施者数	成立数
平成21年度 (試 行)	小	515	96	23	7 (30%)	6	4
	中	254	56	14	6 (43%)	6	3
平成22年度 (本格実施)	小	509	86	21	7 (33%)	6	4
	中	249	59	15	2 (13%)	2	2
平成23年度	小	508	99	23	5 (23%)	5	4
	中	255	59	11	3 (27%)	3	3
平成24年度	小	504	104	18	4 (22%)	4	4
	中	261	49	7	2 (29%)	2	2
平成25年度	小	510	101	17	5 (29%)	5	4
	中	251	38	9	3 (33%)	3	2
平成26年度	小	502	105	13	4 (30%)	4	3
	中	255	37	7	2 (28%)	2	2
平成27年度	小	502	105	20	4 (20%)	4	3
	中	250	31	11	3 (27%)	3	2
平成28年度	小	502	106	32	3 (9%)	2	2
	中	256	28	3	0	—	—

3 成果と課題 (平成28年度実施状況より)

(1) 成果

- ア 校長及び対象教員ともに、本制度を肯定的に受け止めている。
- イ 校長は、公募制により異動してきた教員を高く評価しており、将来、学校組織の核となる人材に成長することを期待している。
- ウ 公募制により異動した教員は、異動に係る事前の想定や準備ができ、異動後の円滑な職務遂行へとつながっている。また、職務に対する意欲も大変高く、校務全体における自己の役割を認識し、自ら進んで仕事を求めるなど、責任感や使命感等をもって職務に専念している。
- エ 公募制により異動した教員は、校長の学校経営方針等を理解し、自身の仕事に対するビジョンも明確である。校長は、年度始めから学校の中心的な役割を担わせることや、長期的な人材育成が可能となり、教員の職能成長に大変効果的である。

(2) 課題

- ア 本制度を活用しようとする教員にとって、学校情報を的確に捉える事ができるよう、提示方法についてさらに工夫する必要がある。
- イ 新採配置及び新採から4年経過者の他市町からの異動者の増加並びに定年退職者及び応募認定退職者の増加により、中学校では対象教員数が年々減少している。
- ウ 管理職人事のサイクルの早さと公募制との兼ね合い。

平成28年度「基礎・基本」定着状況調査結果 【8.31発表】

1 調査の概要

(1) 調査期日 平成28年6月9日(火)

(2) 調査対象 県内全公立小学校第5学年及び中学校第2学年の児童生徒

(3) 調査内容

【小学校】

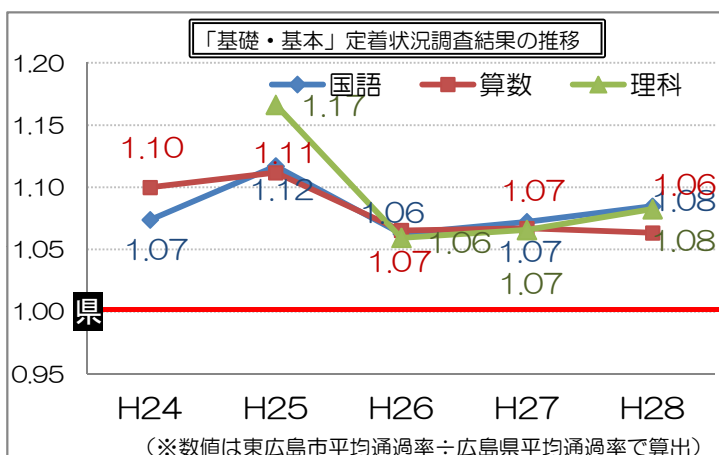
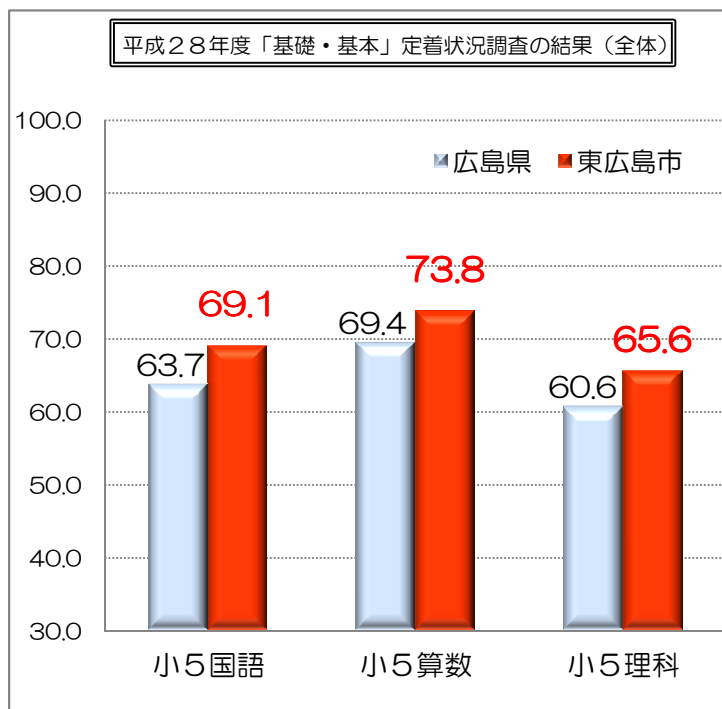
- ①国語、算数、理科における前学年までの学習内容の定着状況調査
- ②生活と学習に関する意識・実態についての児童質問紙調査
- ③指導方法等についての学校質問紙調査

【中学校】

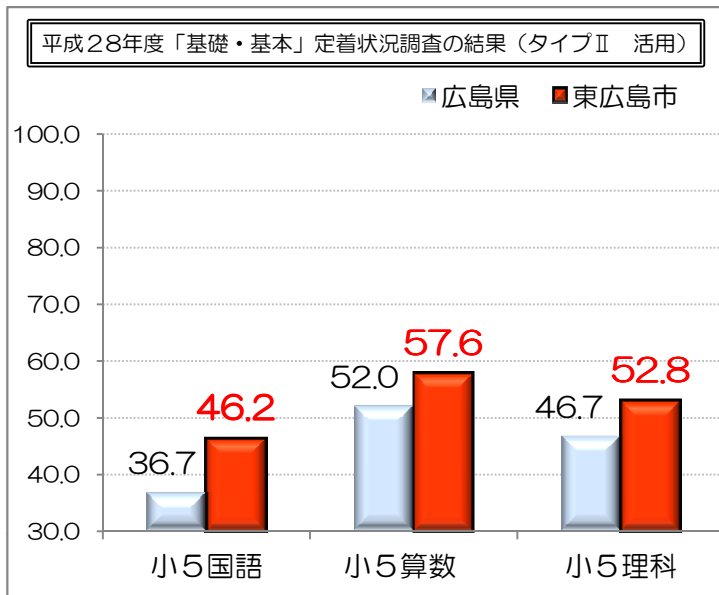
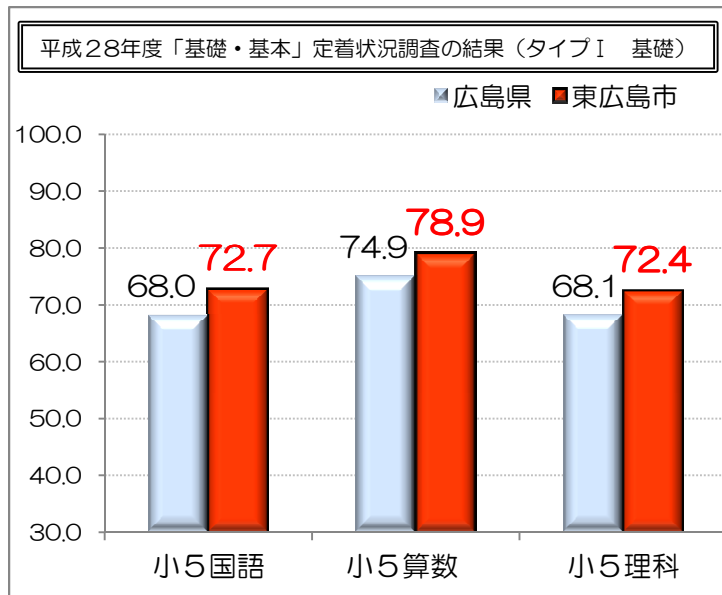
- ①国語、数学、理科、英語における前学年までの学習内容の定着状況調査
- ②生活と学習に関する意識・実態についての生徒質問紙調査
- ③指導方法等についての学校質問紙調査

2 東広島市の調査結果の概要

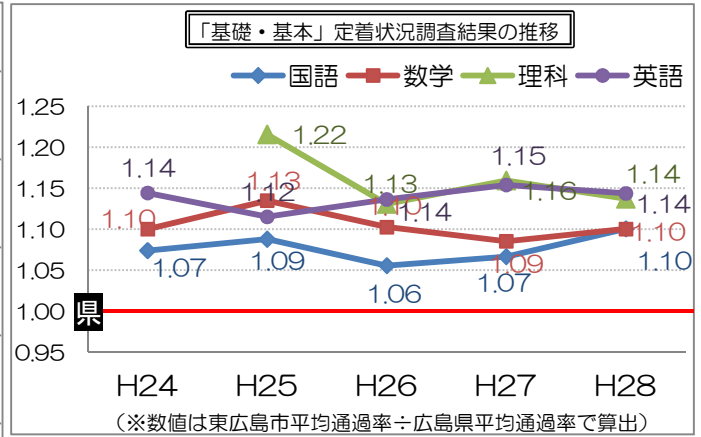
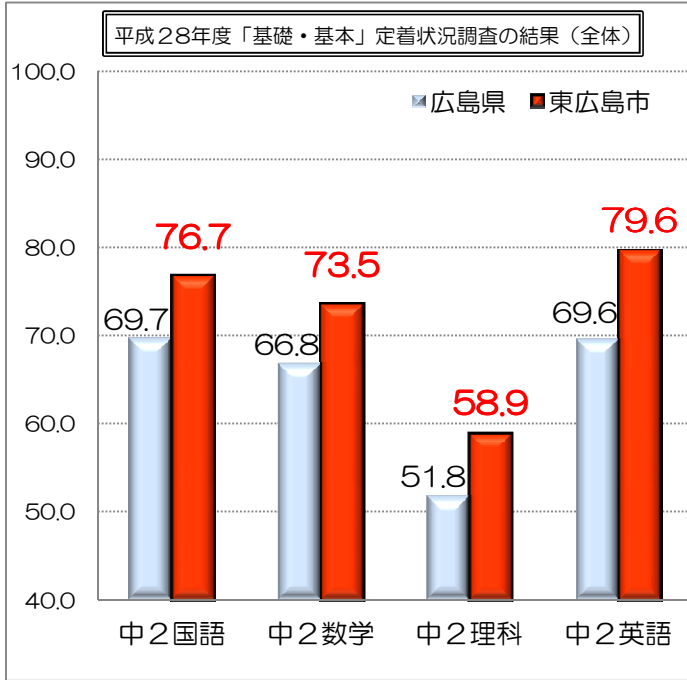
【小学校】



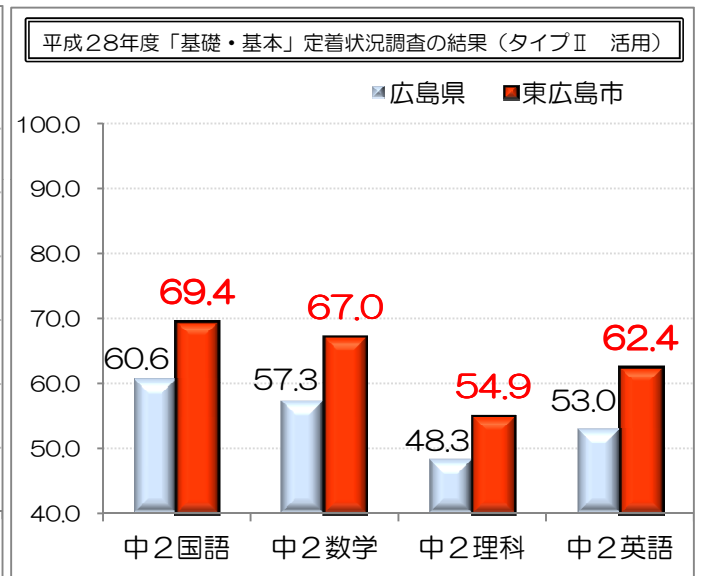
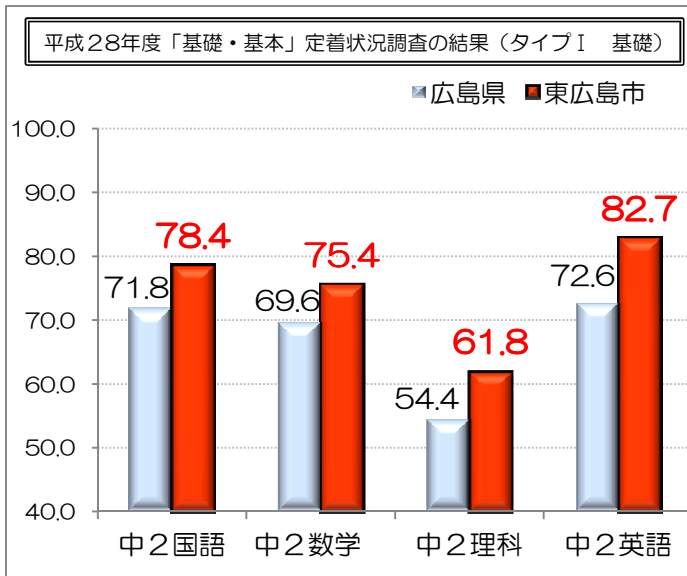
	国語		算数		理科	
	東広島	県	東広島	県	東広島	県
H24	81.4	75.8	82.5	75.0	—	—
H25	78.3	70.1	77.6	69.8	71.5	61.3
H26	76.3	71.8	83.1	78.0	74.8	70.6
H27	80.1	74.7	76.4	71.6	69.6	65.3
H28	69.1	63.7	73.8	69.4	65.6	60.6



【中学校】



	国語		数学		理科		英語	
	東広島	県	東広島	県	東広島	県	東広島	県
H24	87.7	81.0	82.7	74.1	—	—	84.9	74.2
H25	78.0	71.7	78.3	69.0	48.5	39.9	80.4	72.1
H26	77.8	73.7	77.4	70.2	62.2	55.0	77.5	68.2
H27	78.5	73.6	76.4	70.4	58.2	50.2	78.7	68.2
H28	76.7	69.7	73.5	66.8	58.9	51.8	79.6	69.6



平成27年度指定管理者モニタリング・評価結果

1 モニタリング・評価とは

指定管理者制度を導入している公の施設において、その管理運営が計画どおり、適切かつ確実に実行されているかどうかを確認するとともに、利用者と指定管理者自身の評価を踏まえ、より質の高い運営に資することを目的として、指定管理者による業務実施内容を検証し、評価する仕組みをモニタリング・評価といいます。

2 モニタリング・評価の概要

(1) 対象施設

31施設分類（計106施設）（地域密着型の施設で、地元自治組織等が指定管理業務を行っている施設は、モニタリング対象から除いている。）

(2) 対象期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで（平成27年度事業分）

(3) 評価方法

指定管理者から提出された事業報告書及び現地調査に基づき、施設所管課が評価を行う。

(4) 評価項目

開館状況、施設利用状況、収支状況、管理運営状況、利用者満足度・サービス向上のための取組み、総合評価

(5) 評価方法及び評価基準

【チェック欄】

記入例	判断基準
○	協定書等に基づき適切に業務が行われている。
△	概ね適切に行われているが、一部改善等が必要である。
×	協定書等に基づいた業務が行われていない。
—	該当なし。

【評価及び総合評価基準】

記入例	判断区分	判断基準
適	適切	(1) 管理運営業務が概ね要求水準、計画水準の通り行われており、施設設置目的を十分に向上させるような取組みが行われ、サービスの継続的、安定的な提供が確保されることが見込まれる。 (2) 管理運営業務が要求水準、計画水準を上回っており、施設設置目的を十分に向上させるような取組みが行われ、サービスの継続的、安定的な提供が確実視される。
適 (条)	適切 (条件付き)	管理運営業務が概ね要求水準、計画水準の通り行われており、施設設置目的を十分に向上させるような取組みが行われ、サービスの継続的、安定的な提供が確保されることが見込まれるものの、修正を施したほうがより良くなる事項がある。
否	不適切	管理運営業務が要求水準、計画水準を下回り、施設設置目的を十分に向上させるような取組みも行われていないなど、サービスの継続的、安定的な提供が不安視される。

(6) 評価後の対応

評価の結果が、「適切（条件付き）」、「不適切」という項目については、指定管理者に改善を指示し、施設の運営方法等の見直しを図る。

3 モニタリング・評価の結果

資料①のとおり

4 指定管理施設評価表一覧（全48施設分類315施設）

資料②のとおり

第26回東広島市生涯学習フェスティバル開催について

1 事業の基本方針

(1) 多様な学習資源の結集

市民、行政、ボランティア活動団体、健康・福祉関係団体、そして高度で専門的な学習機会を提供する大学や研究機関などとの協働によって、東広島らしさを生かしたフェスティバルとする。

(2) 学びのきっかけづくり

大人から子供まで誰もが参加・交流・体験でき、学びを身近に感じることができるフェスティバルとする。

(3) 生涯学習による「人づくり」、「まちづくり」の推進

市民が企画から運営まで直接携わり、自らの学習活動や学習成果を発表する機会を提供することにより、生涯学習を通じた市民の主体的な「人づくり」、「まちづくり」に寄与できるフェスティバルとする。

(4) 地域社会への愛着と誇りをもつ

東広島市の取り組みや方向性を市内外にアピールできるフェスティバルとする。

2 テーマ 市全体を、学びのキャンパスに

3 標語 「学びから 心をつなぐ 地いきの輪」

4 シンボルマーク まなぶちゃん



5 開催日時 平成28年11月5日(土) 10:00～16:30
(開会式 13:00～14:00)
11月6日(日) 9:30～15:30

6 会場 アクアパーク (東広島運動公園) 体育館 ほか

7 主催 第26回東広島市生涯学習フェスティバル実行委員会

8 同時開催 第18回東広島健康福祉まつり